

論文の内容の要旨

論文題目： 台湾環境法の成立に見る環境問題意識と政策決定様式の果たす役割
— 土壤汚染浄化法の比較法的考察を出発点として

氏名： 蔡 玉娟

台湾、アメリカそして日本における土壤汚染浄化法を考察した結果により、土壤汚染浄化責任者の規定について、台湾の「土壤及地下水汚染整治法」には、アメリカおよび日本と大きな違いがある。それは、アメリカのスーパーファンド法および日本の「土壤汚染対策法」に、土地所有者も土壤汚染浄化の責任者としているのに対し、台湾の「土壤及地下水汚染整治法」には原則的に土地所有者を排除し、重大な過失のある土地所有者のみ、土壤汚染浄化の責任者としていることである。責任者の範囲を広く規定するアメリカのスーパーファンド法および日本の「土壤汚染対策法」は、土壤汚染浄化業者にビジネスをもたらし、土壤汚染浄化技術の更新に強く推進させる効果をもつため、アメリカのスーパーファンド法および日本の「土壤汚染対策法」における土壤汚染浄化責任者の規定を評価すべきであると考えている。それにも拘らず、なぜ、台湾ではアメリカか日本のように、厳しい土壤汚染浄化責任者規定を取り入れることはできないかという問題を考えるようになった。

その問題の答案を探るため、『Price, Principle, and the Environment』という Mark Sagoff 氏著の本からヒントを得ていた。彼は、以下の理由に基づき、民主制度を通じ、環境政策を決定すべきであると考えている。第一に、環境に対する意識、環境のあり方に関する判断は、人間の是非善悪および審美的価値とかがわっている。専門家であっても精密なツールでも、個々人の是非善悪および審美的価値を理解あるいは呈示することは到底で

きない。今日知られている最もよい方法は、民主制度を通じ、社会の構成員に自らの考え方を提出させることである。第二に、民主社会での個々の自由人は、環境に対する考え方がばらばらであるはずなので、政策決定に参加する制度で彼らの提出した意見を競わせ、最終的な合意を求めることには時間がかかり、容易ではない。しかし、その過程でお互いの立場を理解し合うことができ、しかも政策が交渉および協調により達成した合意に基づき決められたものであれば、後日それをめぐる紛争も少ないと考えられる。このように、民主制度の機能は、社会でばらばらになっている個々の自由人の意見を統合させることにある。民主制度によって環境政策を決めることは、コストも高く、効率も悪いと見られるが、後日発生する紛争のコストを考慮に入れると、民主制度によって決められた環境政策のほうが最終的にコストも低く、効率もよい。

Mark Sagoff 氏の論説により、台湾では、アメリカか日本のように厳しい土壤汚染浄化責任者規定を取り入れることはできない理由は、アメリカおよび日本と比べて民主制度の発展がまだ未熟なものであることを示しているだろうかと推測していた。

台湾では、行政、立法、司法の三権分立の統治体制が整えている。それにも拘らず、1987年まで、市民がその統治体制にアクセスできるルートが極めて限られていた。さらに、社会秩序を維持することを建前にして、言論、表現、結社など個人の自由を厳しく制限することや政治犯を処分することなど、強力な社会統制も行われていた。しかし、1987年に、個人の自由を制限する「戒厳法」などの法令が無効と宣言された以降、一連の制度改革によって、市民が統治体制にアクセスできるルートも拡大された。例えば、国会議員の全面改選は1992年からスタートした。

台湾では、環境問題を解決するための民主制度が、アメリカおよび日本と比べて未熟なものであると考えられるならば、その理由は、環境法を制定する政策決定様式の変化(ごく

少数の一部の人々が決めることからすべての市民が参加して決めることに変化したこと)が、遅くて1987年に発生したと直結しているだろうか」と更に推測していた。Mark Sagoff氏の論説および上述の仮説を検証するため、台湾の社会における市民の環境問題意識および環境法の形成する背景と過程を考察した。

1960年代から、工業化、都市化に伴う汚染や住居環境の悪化および外国の環境保護の思潮を受けたことによって、自らの環境に対する利用の仕方、環境との対処の仕方に関する意識が形成されつつあった。しかし、当時の台湾の社会では、その意識を政策形成の過程に持ち込むルートがごく限られていた。一方的に決められた政策に満足できない市民は、さまざまな制度外の方法をもって、政策決定に参加するルートを拓けようとした。本論文の第六章で行なわれた法の歴史の考察では、人々が何度か制度外の方法をもって政策決定に参加するルートを拓げることに努力したが、成功することはできずに終わったにも拘らず、1987年の解嚴によってようやくその目的に辿りついた。環境問題意識の形成は、1987年の解嚴で大きな役割を演じたのではないかと、本論文の第六章と第七章での考察により導かれた結論である。即ち、環境問題はほぼ全ての人間が対処しなければならない問題であるため、環境問題を、解決すべき課題として掲げるならば、他の課題よりも共鳴を引きやすく、政策決定に参加するルートも参加者により自然に打開される。第八章で行った環境法の内容に対する考察の結果により、環境法の成立も、環境問題意識の生成と政策決定様式の変化にもたらされた成果であると考えられる。

本論文の「はじめに」、土壌汚染の浄化に至る要件に環境問題意識を持つことが大事であることを指摘している。しかし、前述でも述べたように、1987年解嚴まで、市民の間で社会の問題に向かって自ら意識を形成して解決策を講じることの意志や能力を弱ませた厳しい社会統制があった故、環境問題意識を生ませる土壌はなかつたろう。台鹼安順工場土壌汚染事件の事例で示しているように、台湾では、環境問題をもたらす工業化が少なく

とも日本統治期から始まったにも拘らず、市民の間での環境問題意識は遅くも、工業化が進み、環境問題が深刻となった 1960 年代になってから生成し始めた。環境法も 1987 年後になって整備されてきた。それは台鹼安順工場の土壌汚染の問題が 60 年間で解決できなかったことおよび台湾ではアメリカか日本のように厳しい土壌汚染浄化責任者の規定を取り入れることはできないことと関係しているだろう。すなわち、台湾での土壌汚染に対する環境問題意識が生成したにも拘らず、それがまだ厳しい規制を支持するほど強くないのではないかと考えられる。

台湾での経験から見ると、政策決定様式の変化、即ち市民参加の拡大と関係している市民の環境問題意識の形成と工業化および社会統制の関係を以下の(表 1)とおりに整理できるのではないかと考えている。

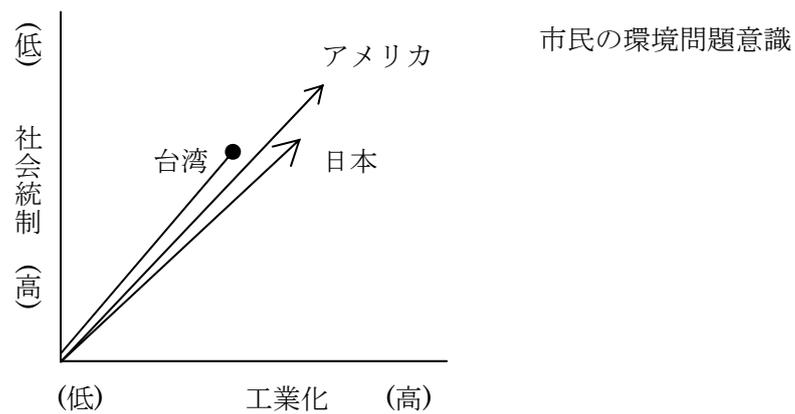
(表 1)

市民の 環境問題 意識の 形成		工業化	
		低	高
社会統制	高	(市民の環境問題意識の形成) 低(*)	(市民の環境問題意識の形成) 中
	低	(市民の環境問題意識の形成) 中	(市民の環境問題意識の形成) 高(*)

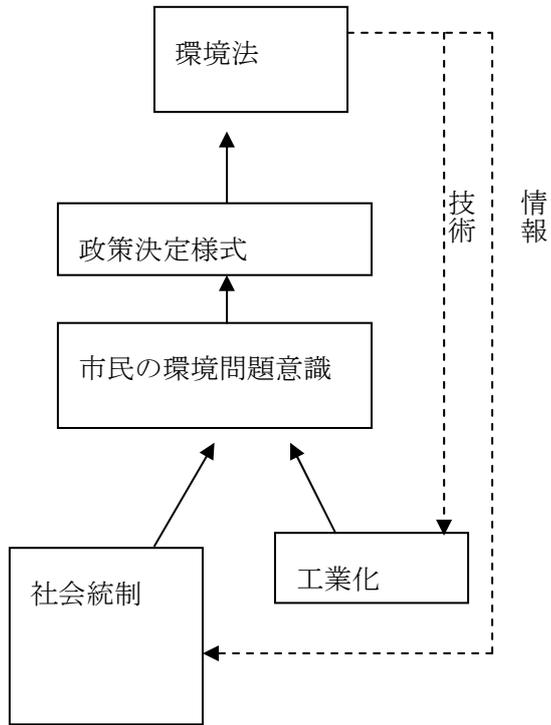
工業化が低く、社会統制の高い社会では、市民の環境問題意識の形成度が低く、政策決定への市民参加も低くなるだろう。工業化が高く、社会統制の低い社会では、市民の環境問題意識の形成度が高く、政策決定への市民参加も高くなるだろう

さらに、表 1 により、土壌汚染浄化法における責任者範囲に関する規制の厳しさを尺度にして、アメリカ、日本および台湾における環境問題意識を以下の(図 1 および図 2)とおり示すことができるだろう。

(図 1)



(図 2)



アメリカおよび日本での土壌汚染浄化規定は、土壌汚染浄化技術の更新に推進させる効果をもち、そのもたらす技術および情報はまた工業化および社会統制に刺激を与えるため(図2の点線で表示)、アメリカおよび日本(図1の矢印で表示)の環境問題意識もさらに伸びていき、環境法の進展にもまた寄与するだろう。

汚染された土壌にいくら種を撒いても綺麗な花を咲かせることはないように、形式の法律がいくら整備されても、それを実現させるための基盤的な制度・技術・市民の問題意識に欠けている限り、法律の目的を効率的に達成させることもないはずである。本論文で、台湾、アメリカそして日本における土壌汚染浄化法の比較法的考察および台湾における環境法成立の過程と背景に対する考察を行った結果により、環境法の形成と民主制度の発展に正の相関関係(正相関)を持ち、すなわち、民生制度の発展に伴い、環境法も進展していき、環境法が進展していくと、民主制度の発展にも寄与するという論説をある程度立証できたのではないかと考えている。それにも拘らず、この論説は、土壌汚染浄化法以外の環境法分野においても、そして台湾、アメリカおよび日本以外の地域においても、通用できるかについて、さらなる検証を待つ課題となると考えられるだろう。但し、民主制度であっても、環境法でも、それらをよく働かせる源は市民の環境問題意識にあると、この論文を通じ、最も伝えておきたいことでもある。